

大規模災害等発生時の生徒引き渡し保護者用マニュアル

山口県立宇部中央高等学校

1 保護者引き渡しを実施するケース

- 大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき
- 不審者が学校に侵入し、実被害が出たとき
- 近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

2 保護者引き渡しについての連絡手段

（１）通信手段（携帯メール・電話）が使えるとき

→ 保護者引き渡しを実施する場合は、原則、学校から連絡をします。学校ホームページに掲載するとともに、学校から、保護者あて緊急メール又電話により連絡し、お子さんの引き取りを依頼します。

（２）いっさいの通信手段が途絶し、連絡できないとき

→ 学校に生徒を待機させ、保護者の来校を待って引き渡します。

「1 保護者引き渡しを実施するケース」を踏まえて、保護者の判断で来校するようお願いします。

（※ 引き渡しのケース等、不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。）

なお、通信手段が使えない場合でも、状況に応じて、学校の玄関等に避難状況や引き渡し場所等を掲示するなどの対応に努めます。

3 引き渡し場所

（１）大規模な自然災害（地震・津波等）が発生し、大きな被害が出たとき

原則、学校を引き渡し場所とします。学校の被災等で学校での引き渡しが不可能と判断した場合は、避難した場所を連絡し引き渡しを行います。

（２）不審者が学校に侵入し、実害が出たとき、近隣地域で凶悪事件等が発生し、犯人が逃走中で、生徒に危害が及ぶ恐れがあるとき

原則、学校を引き渡し場所とします。生徒の心理的動揺等により学校での引き渡しが見ましくないと判断した場合は、設定した引き渡し場所を連絡します。

4 「引き渡し調査票」の提出 ※（別紙）参照

円滑かつ安全な引き渡しのために、引き渡し調査票に基づき引き渡しを行います。以下の点について、御協力をお願いします。

○引き取りに来る人を決めて、「引き渡し調査票」に記入してください。

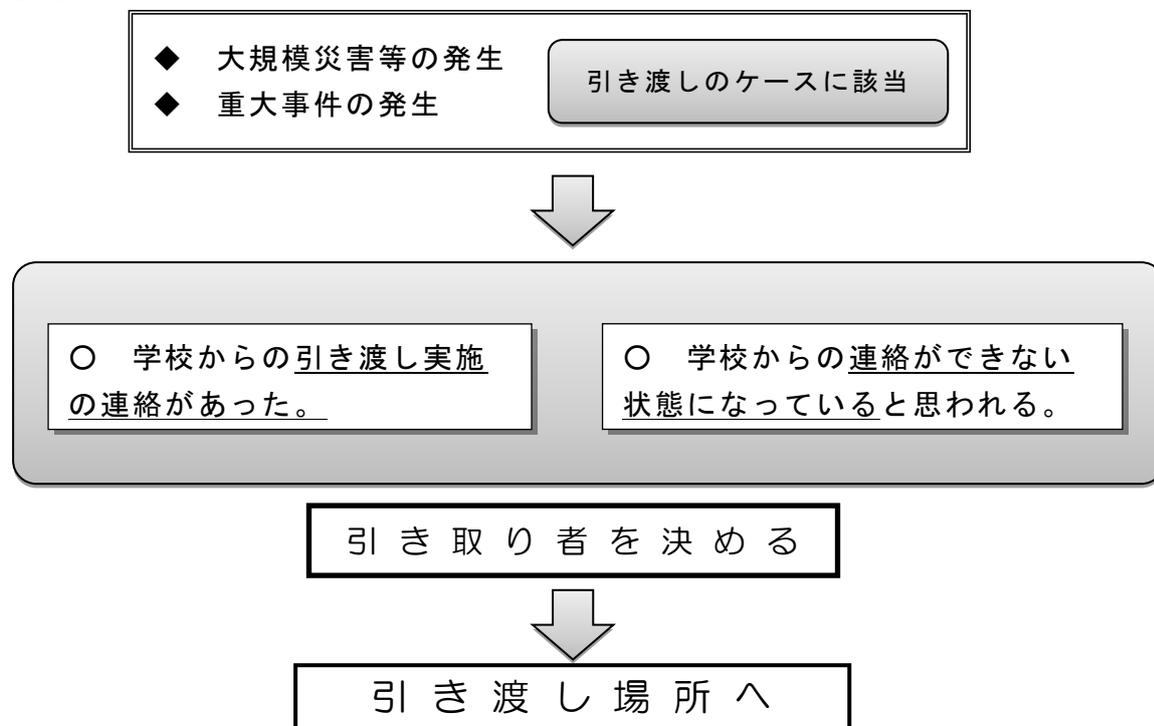
・引き取り登録者の優先順位 1 番には、保護者を登録してください。

・引き取り登録者の 2 番以降は、1 番の保護者が、引き取りができない場合の引き取り者（保護者・親族等）を登録してください。できるだけ 3 番までの引き取り登録

者を記入してください。

- ・ 引き取り者が保護者以外の場合は、お子さんが顔を確認できる人をお願いします。

5 引き渡しの手順



(1) 受付

体育館の該当クラスの列に並んでください。

(2) お子さんによる確認

教職員に、「〇〇の引き取りに来ました（母）です。」と教えてください。引き取り者の確認をします。

(3) 引き渡し

お子さんが引き取り者を確認できたら引き渡します。その際、学校からの連絡事項を確認するとともに、自宅以外の場所にお子さんを引き取る場合の連絡先など、学校に伝えておくべき連絡事項を担当の教職員に伝えてください。

(4) 次のお子さん【兄弟姉妹】の引き渡し

お子さんを連れて、次のクラスの列に並び、同様の手順でお子さんを引き取ってください。

(5) お願い

子どもたちが落ち着いて待機し、順に引き渡しができるようにしています。勝手に待機場所からお子さんを連れて行かないようにお願いします。